



# 雲仙市 農業委員会だより

平成31年3月発行



## 婚活イベント「花コン」開催！

平成31年1月20日、雲仙市瑞穂町で婚活イベント「花コン」を開催しました。(詳細は3ページ)

### ●目次

農地利用最適化アンケート調査について／雲仙農業振興地域整備計画について……………	P 2
婚活イベント「花コン」について……………	P 3
農地の貸借・売買・贈与等について／農地の転用について……………	P 4
雲仙市農地流動化奨励事業補助金の見直し／農地中間管理事業について……………	P 5
農業者年金について／農業経営基盤強化促進法・農地法の一部改正について……………	P 6
がんばる農業後継者……………	P 7
雲仙市の補助事業について／賃貸料情報について……………	P 8

編集・発行 雲仙市農業委員会

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地  
TEL 0957-38-3111 FAX 0957-38-3205

# 農地利用最適化アンケート調査にご協力下さい。

雲仙市農業委員会では、農家の経営状況や今後（10年後）の農地をどのように考えておられるかを把握するため、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員がご自宅にお伺いします。

今後、皆さんの地域の農地を守って行くための大切な基礎資料となりますので趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

- 調査対象 農地基本台帳に登録されている、10a以上耕作されている人
- 調査期間 平成30年10月1日～平成32年3月31日



## 「雲仙農業振興地域整備計画」は全体見直し期間中です。

農地を住宅や農業用施設など「農地以外のもの」として使いたいときは、農業委員会において「農地転用の許可」が必要となります。

その農地が、農振農用地区域内にある場合は、農地転用申請の前に、農振農用地区域から「除外」又は「軽微な変更」を行わなければなりません。農振農用地区域から「除外」又は「軽微な変更」を行なうには、「雲仙農業振興地域整備計画」を変更する必要があります。

雲仙市では、「雲仙農業振興地域整備計画」をおおむね5年に1度、全域的に見直して変更するため、現在「全体見直し」作業を行なっています。

このため、「随時変更（個人事情による変更希望の受付）」については、受付停止期間（凍結期間）となっています。

今年の夏ごろ、全体見直しによる計画変更が完了し、その後、随時変更の受付を開始する予定です。受付開始時期は、今後の「広報うんぜん」によりお知らせします。

なお、農振農用地区域からの除外等は、その要件を満たした場合のみ計画変更できますので、ご理解をお願いします。

●問い合わせ先 産業部農林水産課 ■電話 0957-38-3111



いい出会いを見つけた！

# 婚活イベント「花コン」開催



1月20日(日)に瑞穂町のカーネーションハウスと県南農業共済組合の施設をお借りして、婚活イベントを開催しました。

このイベントは、市内の男性農業従事者と農業に興味がある女性の出会いのきっかけとなる場を提供することを目的として雲仙市農業委員会が実行委員会を組織し毎年開催しています。

当日は、男性15名、女性14名の合計29名が参加して下さいました。3分間自己紹介のあと、カーネーション農家の農業委員が講師となってフラワーアレンジメントを体験しました。

男女ペアになり、相談しながらアレンジメントを作り上げていく中で、親睦を深めることができましたようです。初めて挑戦された方ばかりでしたが、かわいくきれいな出来栄の作品が完成しました。



お昼には海の幸・山の幸バーベキューとして、雲仙市産の牡蠣や牛肉を堪能していただきました。

その後の農産物争奪ゲーム大会では、農業委員から提供された多くの農産物の獲得を目指してチーム対抗戦により競い合いました。皆さんの笑い声や歓声が飛び交い、大いに盛り上がりました。

ファイナルインプレッションでは、多くのカップルが誕生して主催者側も笑顔一杯の1日でした。ご参加くださった皆さん、ありがとうございました。



# 農地の貸借・売買・贈与等について

農地の移動については、農業委員会の許可が必要です。

農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による手続きがあります。

受け手の状況（認定農業者等）により、農業経営基盤強化促進法を利用できます。

また許可を受けるには、受け手の下限面積や耕作状況など要件がありますので、まずは地元の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へお尋ね下さい。

◎許可なく農地の売買・贈与はできません。法務局での登記もできません。

◎相続については届出が必要です。

## ◇農業経営基盤強化促進法のメリット

### ●所有権移転の場合

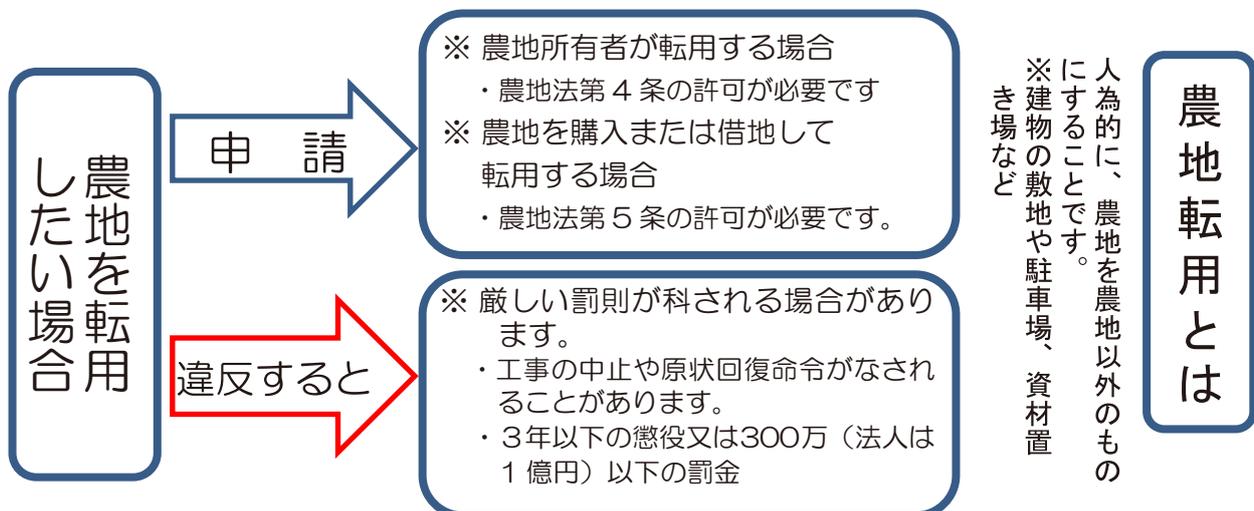
- ・登記手続きまで農業委員会で行うため経費を軽減できます。
- ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用区域内であることが条件）

### ●賃借権設定の場合

- ・未相続農地でも、相続権がある人の1/2を超える同意があれば、20年までの契約が可能です。ただし、戸籍謄本・同意書等の添付が必要となります。
- ・期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。継続を希望する場合は、再設定の手続きをお願いします。

# 農地の無断転用は農地法違反です。

農地を農地以外のものにする場合は、農業委員会の許可が必要です。



## 市の補助事業の紹介

雲仙市では、農林水産業振興の施策として「光り輝く雲仙カアップ事業」を実施しています。多くの支援事業がありますが、今回は「農業機械レンタル事業」をご紹介します。

### ○農業機械レンタル推進事業

- ・ 農業用機械レンタル事業に取り組む市内の農業用機械取扱業者に、農業用機械のレンタルを申し込むことで助成を受けることができます。
- ・ 現在、市内の3事業者（（有）前田商店運輸：吾妻町、（株）久保機械店：南串山町、（株）フジシタ：愛野町）が補助の対象事業所となっております。
- ・ 対象となる機械は、汎用性のないものとし、その基準及び仕様については、別に定めております（例：トラクター、コンバイン、野菜移植機など）。
- ・ 農業機械レンタル支援事業の対象者は雲仙市内に居住する農業者になります。

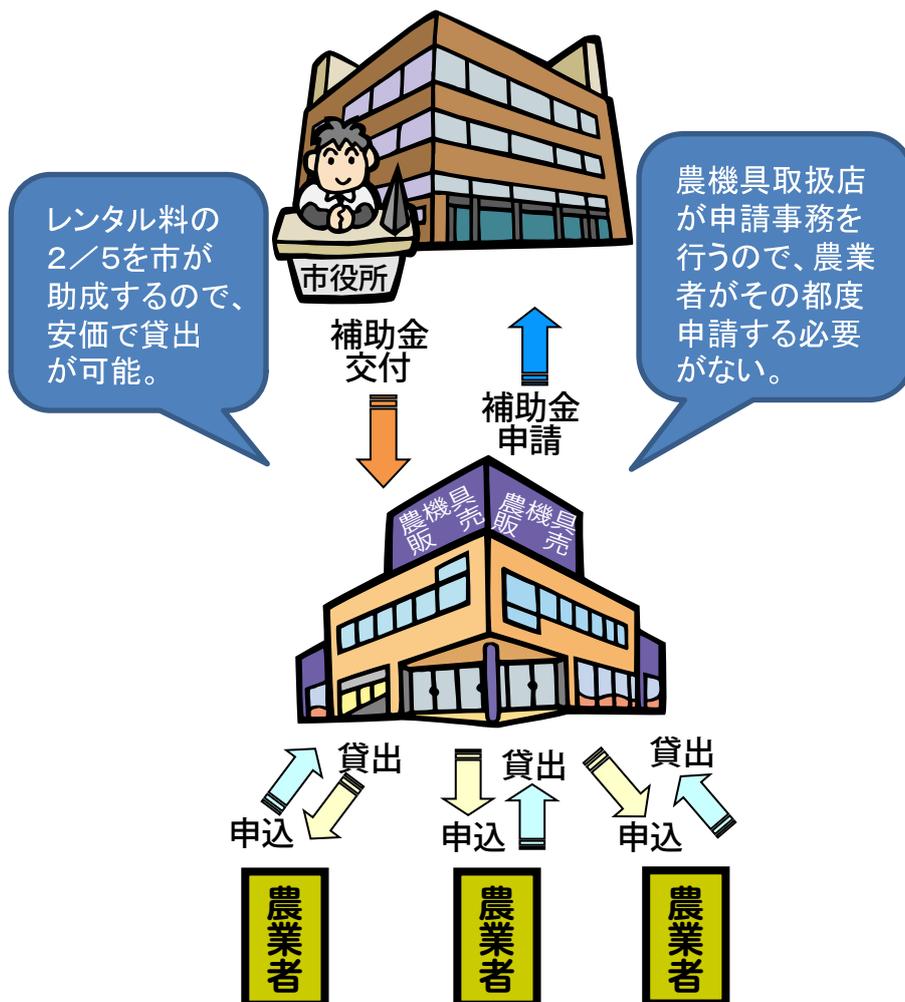
#### 補助額等

- ・ 農業機械レンタル料（補償料、搬送料、整備料を含む）

#### 対象経費

- ・ 当該事業に要する経費の5分の2以内。補助金限度額は機械毎に別に定めております。

イメージ図



※その他にも様々な補助事業がありますので詳しい内容については農林水産課へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 産業部農林水産課 ■電話 0957-38-3111

# 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金に加入して老後の生活に備えましょう！

## 加入要件

- ①年間 60 日以上農業に従事している
- ②国民年金第一号被保険者（国民年金保険料納付免除者は除く）
- ③年齢が 60 歳未満

## 農業者年金の特徴

- ・積み立て方式で少子化に強い
- ・加入・脱退が自由で保険料もいつでも変更でき、無理なく続けられる
- ・保険料は全額社会保険料控除の対象
- ・農業の担い手には保険料補助（要件あり）
- ・終身年金であり、80 歳までの死亡一時金もあり

（お問合せ）  
※雲仙市農業委員会及び島原雲仙農協各支店まで

※年金のことをもっと知りたい方は  
ホームページを検索

農業者年金基金

検索



## 農業経営基盤強化促進法・農地法の一部が改正されました！

### 法律の概要

### 1. 相続未登記農地等の利用の促進

(1) 所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことが出来る制度を創設。

農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定（基盤強化法第 21 条の 2～第 21 条の 4、農地法第 32 条）

(2) 共有持分の過半を有する者の同意（（1）のみなし同意を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長（基盤強化法第 18 条第 3 項第 4 号、農地法第 39 条第 3 項）

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告  
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

### 2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

(1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。（農地法第 43 条、第 44 条）

◎詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

# がんばる農業後継者



## DATA

- ・住所: 雲仙市千々石町
- ・氏名: 奥野淳也(33)
- ・経営: 父母、本人、妻
- ・就農6年目
- ・現在の経営: レタス0.5ha、馬鈴薯6.5ha、ブロッコリー1ha、玉ネギ1ha、水稻0.7ha

## 夢は親子三代で農業をすること

### - 就農のきっかけ -

元々実家が農業をしていたため、小さいころから家業を継ぎたいという考えがありました。高校卒業後は就職しましたが、いつかは実家へ戻ろうと思っていました。会社員時代に結婚した奥さんにもその気持ちは伝えていましたが、ある日突然退職し、戻ることにしたため奥さんはビックリしたみたいですけどね（笑）

### - 苦労したところ -

青年就農給付金事業を利用するため、新規作物としてレタスを栽培することになりましたが、何もわからなかったの、地元の先輩農家や振興局、青果会社へ行ったりして育苗から勉強しました。

1年目は病気が入ってしまい、2年目は出来は良かったものの、市場価格が良くありませんでした。収量が多くても市場価格次第なので、なかなか収入につながらないところが難しいところですね。

### - やりがいを感じる時 -

収穫した作物を人からおいしいと言ってもらえたとき。あとは、子どもが野菜を食べてくれることです。自分で育てた野菜は好き嫌いせずに食べてくれます。食育にもなって良いと思います。

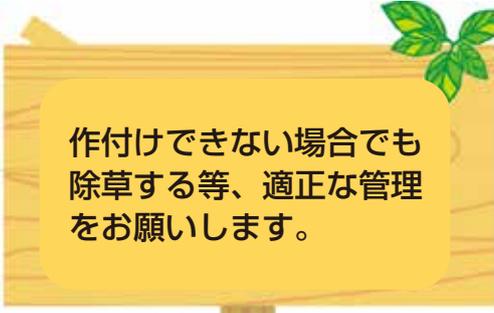
### - 今から農業を始めようと考えている人へ -

新規就農者への補助金など色々なサポートがあるので、上手く活用してください。

## 遊休・荒廃農地をなくそう！

### 農地の管理は 所有者の義務です。

農地を放置していると荒廃農地となり、農地法違反になるばかりか周囲の農地や住宅に多大な迷惑となります。農地は適正に管理しましょう。



作付けできない場合でも  
除草する等、適正な管理  
をお願いします。



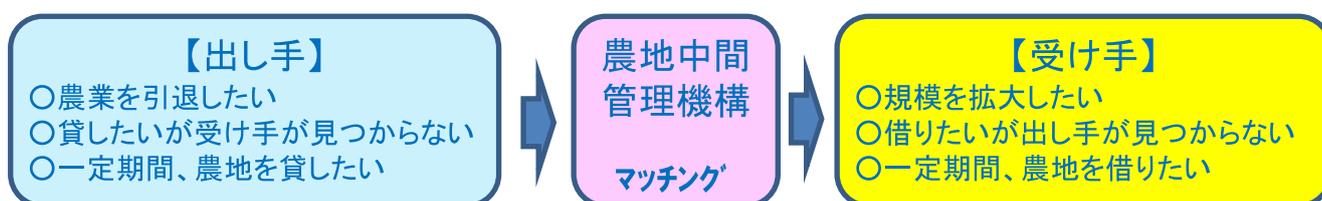
# 農地の貸し借りは農地中間管理事業をご活用下さい

## ○機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・賃料は確実に支払われます
- ・遊休農地になる心配もありません
- ・転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります

## ○機構を通じた農地の貸借は様々な支援措置も用意されています。

- ・農地中間管理機構への出し手に対する機構集積協力金
- ・農地中間管理機構への出し手に対する課税の軽減措置
- ・基盤整備、果樹園地に対する支援
- ・金融支援、農業用機械等の導入支援



※その他にも支援措置がありますので詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

### ●問い合わせ先

産業部農林水産課  
長崎県農業振興公社

■電話 0957-38-3111  
■電話 095-894-3848

## 平成30年 雲仙市賃貸料情報

平成30年1月から12月までに締結された賃借料水準（10アール当たり）は、次のとおりです。  
※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額です。

(単位：円)

地域名	田（水稻）部（データ数 172 筆）			畑（普通畑）部（データ数 192 筆）		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	13,187	21,350	6,169	11,507	20,270	4,615
瑞穂町全域	9,297	15,000	4,682	11,574	15,000	9,056
吾妻町全域	15,984	21,359	11,703	13,855	20,332	5,969
愛野町全域	10,860	16,333	5,088	15,312	25,134	8,889
千々石町全域	9,956	21,076	7,250	17,599	20,112	11,013
小浜町全域	39,256	43,895	36,936	26,955	36,936	18,275
南串山町全域	19,027	27,907	14,056	19,346	31,322	10,983
雲仙市	16,795	43,895	4,682	16,593	36,936	4,615

※小浜町の賃借料については、基盤整備地域内の農地 がほとんどのため割高となっています。